

○奈良県警察官拳銃警棒等使用及び取扱いに関する訓令
(昭和41年2月28日本部訓令第5号)

この訓令は、警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成13年国家公安委員会規則第14号）の施行について必要な細部の事項を定めることを目的としています。